

(別紙)

訪問看護重要事項説明書

1 目的

備前市が運営する備前市訪問看護ステーションは、医療保険制度に基づき、主治医の指示のもと、疾病や障害を有する方が住み慣れた地域・家庭において安心して療養生活を送れるよう、適切な指定訪問看護事業（以下「訪問看護」という。）を提供することを目的とします。

2 運営方針

- (1) 主治医との連携を基本とし、看護師等の専門職が利用者の病状や生活状況に応じた適切な訪問看護を提供することで、在宅療養の質の向上と安心・安全な生活の継続を支援します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、公正中立に訪問看護サービスを提供します。利用者やその家族に対して必要な情報提供を行い、説明と同意に基づいた適切なケアを実施し、常に利用者の尊厳を保持することを基本方針とします。
- (3) 訪問看護の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業者の概要

事業者名称	備前市
主たる事業所の所在地	備前市東片上126番地
代表者氏名	岡山県備前市長 長崎 信行
電話番号	0869-64-3301

4 事業所の概要

事業所名	備前市訪問看護ステーション
所在地	備前市伊部2231番地の1
管理者・連絡先	氏名：岡竹 しのぶ TEL 0869-63-9302 FAX 0869-63-9301
事業所指定番号	3361190006
サービス提供地域	備前市内

5 事業所の職員体制

職種	人員	常勤換算後人数
管理者	1名	1.0
看護職員	3名（管理者、看護師）	2.5以上
理学療法士	1名（兼任）	0.1
作業療法士	1名	1.0

6 営業時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

※上記時間外、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。

※24時間緊急体制を申込まれた方は、24時間。

7 サービスの提供内容

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ア. 病状等の観察 | カ. 療養生活や介護方法の指導 |
| イ. 食事及び排泄等の日常生活の管理 | キ. 認知症患者の看護 |
| ウ. 褥瘡の処置及び予防 | ク. カテーテル等の管理 |
| エ. 清拭、洗髪等による清潔の維持 | ケ. ターミナルケア |
| オ. リハビリテーション | コ. その他主治医の指示による処置 |

当事業所は以下の事を考慮し、上記サービスの提供に努めます。

- (1) 利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- (2) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいよう説明します。分からないことがあれば、いつでも職員にお尋ねください。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びおかれている環境を把握し、適切なサービスを提供するようにいたします。

8 利用料等

健康保険等から給付を受ける場合

要介護認定で自立と判定された方、年齢等で要介護認定の対象とならない方、厚生労働大臣が定める疾病の方で、医師の指示で訪問看護のサービスが必要とされた場合

ア. 訪問看護利用料

基本療養費Ⅰ	保健師・看護師の場合		准看護師の場合	
	週3日目まで	週4日目以降	週3日目まで	週4日目以降
	5,550 円/回	6,550 円/回	5,050 円/回	6,050 円/回
	厚生労働大臣が定める疾病等の方、主治医からの特別訪問看護指示期間の方及び特別管理加算の状態の方を除き、週3日を限度とする。			
基本療養費Ⅱ	保健師・看護師の場合		准看護師の場合	
	週3日目まで	週4日目以降	週3日目まで	週4日目以降
	4,300 円/回	5,300 円/回	3,800 円/回	4,800 円/回
	同一日に、同一建物居住の複数名に行った訪問看護について算定。			
管理療養費	月の初回		月の2回目以降	
	<u>7,670 円/回</u>		(1) 3,000 円/回 <u>(2) 2,500 円/回</u>	
	安全な提供体制の整備し訪問看護計画書及び報告書を主治医に提出し、サービスの実施に関する計画的な管理を継続して行った場合。 ＜月2回目以降＞ 1) ①利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割未満で、別表第7、第8に該当する者への相当な実績にあること。 ②精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度による判定が40以下の利用者が月に5人以上であること。 2) ①利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割以上であること。 ② ①の割合が7割未満であっても上記のいずれにも該当しないこと。			
利用者負担額	(基本療養費+管理療養費)を保険の区分による(1割～3割)負担			

基本療養費Ⅲ	在宅療養に備え外泊している方で、厚生労働大臣が定める疾病等や、特別管理加算の状態、または試験外泊時の訪問が必要と認められた方に対して、入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病は2回）に限り算定	8,500 円/回のみ
--------	--	-------------

イ. その他加算されるもの

加 算 項 目	内 容	費 用 総 額	利用者負担額
24 時間対応体制加算	イ、利用者又はその家族等から電話等で連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制であること、看護業務の負担軽減の取り組みを行っている ロ、イ以外の場合	イ) 6,800 円/月 ロ) <u>6,520 円/月</u>	保険の区分による (1割～3割)
特別管理加算	厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする方に対し、サービスの実施に関し計画的な管理を行う場合 特別加算Ⅰ：留置カテーテル等の管理 特別加算Ⅱ：在宅酸素、人工肛門等の管理	特別管理加算Ⅰ 5,000 円/月 特別管理加算Ⅱ 2,500 円/月	
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の方又は特別訪問看護指示書の交付を受けた方に対し、1日に2回又は3回以上行う場合	1日2回 4,500 円/日 1日3回以上 8,000 円/日	
緊急訪問看護加算	利用者又はその家族等の求めに応じて、主治医の指示で緊急に訪問看護を実施し、記録をした場合	月14日目まで 2,650 円/回 月15日目以降 2,000 円/回	
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する方(人工呼吸器使用)、特別訪問看護指示期間の方、および特別管理加算の対象者に、90分以上のサービスを行う場合(週1回を限度)	5,200 円/日	

ターミナルケア療養費	主治医の指示により、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 回以上の訪問看護を行い、かつ利用者及びその家族等に対し支援体制について説明した上でターミナルケアを行った場合 (ただし、退院日の「退院支援指導加算」に係る訪問の療養上必要な指導を含めた訪問も 1 日として含めることができる)	死亡月にのみ 25,000 円/回	保険の区分による (1 割～3 割)
複数名訪問看護加算	厚生労働大臣が定める、同時に複数の看護師等によるサービスが必要な方に対し、利用者やその家族等の同意の上、同時に 2 人以上の職員が訪問した場合 (週 1 回を限度)	3,800 円/回	
退院時共同指導加算	主治医の所属する医療機関に入院もしくは老人保健施設に入所中の方に対して、主治医または施設職員と共に看護師等 (准看護師を除く) が療養上の指導を行った場合	8,000 円/回 月 1 回に限る	
特別管理指導加算	特別管理加算の算定者に退院時共同指導を行った場合に退院時共同指導加算に追加して加算	2,000 円/回	
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等や、特別管理加算の状態、または退院当日の訪問が必要と認められた方に対して、医療機関からの退院日に、訪問看護ステーションの看護師等 (准看護師を除く) が在宅での療養上の 1 回指導時間が 90 分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合	6,000 円/回 (長時間訪問看護加算対象者で指導の合計時間が 90 分を超える場合は 8400 円/回)	
夜間・早朝・深夜訪問看護加算	夜間・早朝 (18 時～22 時、6 時～8 時) 深夜 (22 時～6 時)	2,100 円/回 4,200 円/回	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅療養者の状態の急変等に伴い、医師の求めにより、医師、薬剤師、介護支援専門員と看護師等 (准看護師を除く) とで共同で患家を訪問し、カンファレンスを行い療養上必要な指導を行った場合	2,000 円/回 月 2 回に限る	

	(複数のステーションでも算定可能)		
在宅患者連携 指導加算	利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、薬局と文書等により情報共有を行い、看護師等（准看護師を除く）がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合 (複数のステーションでも算定可能)	3,000 円/回 月 1 回に限る	
訪問看護医療 DX 情報活用加算	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、その活用を提供した場合	50 円/月 月 1 回に限る	

(3) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

サービス提供地域以外へ訪問看護師等がお訪ねする場合は、サービス提供地域を超えた地点より走行距離 1 k mにつき 2 0 円の交通費が必要です。

(4) エンゼルケア料（死後の処置料）

実費負担 1 0, 0 0 0 円 依頼があった場合には、死後の処置を行います。

(5) 休日加算

営業日以外(土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日)に医療保険で訪問看護を利用する場合に1回につき2,000円を頂きます。

(6) 利用料は、利用月の翌月10日以降の訪問時に、現金で受け取ります。

※保険料の滞納等により、事業所が提供したサービスの介護給付又は保険給付が直接事業者を支払われない場合については、費用総額の金額をお支払いいただき、介護保険の場合はサービス提供証明書を、医療保険等の場合は領収書を発行いたします。

なお、このサービス提供証明書又は領収書により、市町村に申請することで自己負担分以外の払戻しを受けることができます。

手続き等の詳細につきましては、各市町村の担当窓口で御確認ください。

9 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情は、次の窓口で対応します。

当事業所の相談窓口	TEL 0869-63-9302 FAX 0869-63-9301 相談担当者 <u>武元 真吾</u> 対応時間 午前8時30分から午後5時
備前市介護福祉課	TEL 0869-64-1828 担当係 介護保険係
岡山県国民健康保険団体連合会	TEL 086-223-8811

(2) 当事業所の処理体制、手順について

- ア 苦情処理台帳に記載する。
- イ 苦情について事実確認を行う。
- ウ 苦情処理方法を記載し、管理者へ報告する。
- エ 処遇処理について関係者と連携を行う。
- オ 苦情の改善について利用者に確認を行う。
- カ 苦情処理についての経過等を台帳に記録する。

10 緊急連絡先

24時間緊急体制連絡先（契約者に限る）については、契約時に携帯電話の番号をお知らせいたします。

11 キャンセル

利用者が訪問看護をキャンセルする際は、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先：0869-63-9302 繋がらない場合 0869-63-9300

12 緊急時及び事故発生時の対応

事業所は、利用者が体調不良を訴えた場合、又は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る主治医及び居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13 第三者評価の実施状況

実施なし

14 その他

職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、一切お断りいたします。